

[事案 2022-131] 新契約無効請求

・令和4年12月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2022-130] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人に対する不信感等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年6月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1)募集人は、夫の契約について、実際には通院保障がないにもかかわらず、「通院の保障がある」と説明し、夫を騙して契約を締結させた。
- (2)夫と同時に本契約の申込みをしたが、申込書の死亡保険金受取人に記載された夫の名前が間違っていた。また、夫が募集人に対して苦情を述べた際、募集人に怒鳴られた。
- (3)上記(1)(2)により、募集人に対して不信感を抱いた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の主張は、申立人夫の契約に関する主張であるか、または本契約加入後の事情であり、契約の無効原因にはならない。
- (2)申立人の主張は、申立人夫の主張に追随するものにすぎず、申立人独自のものであるのか疑問がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。